

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り
たるときは、翌日)

目 次

◇告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保安林の指定の解除(二件)(造林課)

保安林の指定の解除予定(〃)

土地収用法による事業の認定(管理課)

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)

都市計画法第六十六条による告示(下水道課)

公有水面埋立ての免許の出願(港湾課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第百六十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
星野医院	鳥取市青葉町二丁目一六五	平成四年一月十六日
ヤスタ内科医院	鳥取市湯所町二丁目四二〇一 三	〃
石谷薬局	鳥取市南町四二一	〃
小谷薬品株式会社	鳥取市吉方町二丁目五二一	平成四年一月二十四日
カヤノ薬局	米子市立町二丁目二六	平成四年一月十七日
石谷小児科医院	鳥取市上魚町一三	平成四年一月一日
医療法人福嶋歯科医院	鳥取市栄町六〇九	〃

鳥取県告示第百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碕町大字篁津字濱一九二の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

河川用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碕町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字砂濱二二五九の二

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

社会福祉施設用地とするため

鳥取県告示第百六十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字戎二一の一、二一の二、二二四

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

智頭町

二 事業の種類

智頭町公園整備事業

三 起業地

1 収用の部分 八頭郡智頭町大字智頭字清右衛門田、字大地戸河原ノ

一及び字大地戸河原ノ二地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

智頭町役場

鳥取県告示第百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用
する同法第二十条第一項の規定に基づき、淀江町から淀江都市計画道路の
変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項におい
て準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課に

において公衆の縦覧に供する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用
する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の
認可の告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示
する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道

事業天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第百七十号

公有水面埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県土木部港湾課、鳥取県鳥取港湾事務所及び鳥取市建設部計画課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成四年二月十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二一―一三二一、一七五七―八二二及び一

七五七―一―二五地先公有水面

(二) 区域

その一

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と⑦の地点を結ぶ

平成三年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 賀露地区鳥取港鳥ヶ島燈台（北緯三五度三分二三秒〇

九、東経一三四度一分一秒七二）から二一三度二六分

三三秒、九五〇・二七メートルの地点

②の地点 ①の地点から三五九度〇二分〇〇秒、四九〇・〇〇メー

トルの地点

③の地点 ②の地点から八一度三一分三五秒、一一〇・〇〇メー

トルの地点

④の地点 ③の地点から一七九度〇二分〇〇秒、四〇・〇〇メー

トルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六九度〇二分〇〇秒、二・六二メートル

の地点

⑥の地点 ⑤の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二〇三・一〇メー

トルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八九度〇二分〇〇秒、三八七・六二メー

トルの地点

その二

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び⑧の地点と⑩の地点を結ぶ平成三年の秋分の満潮位（D・Lプラス〇・三三メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

⑧の地点 賀露地区鳥取港鳥ヶ島燈台（北緯三五度三分二三秒〇

九、東経一三四度一分一秒七二）から一八〇度〇四分

五〇秒、四三四・二〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六三・五九メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から八九度〇二分〇〇秒、一九・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一〇八、六三四・二三平方メートル

その一 一〇八、〇〇二・三一平方メートル

その二 六三一・九二平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

鳥取市賀露町字西浜一七二一一一三一、一七五七―八五〇、一七五七―八四九、一七五七―七一九、一七五七―四五三、一七五七―七八五、一七五七―七八六、一七五七―四五四、一七五七―一一四、一七五七―八二二及び一七五七―一一二五並びに同市賀露町字西浜一七二一一一三一、一七五七―八二二及び一七五七―一一二五地先公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び①の地点と②の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 賀露地区鳥取港鳥ヶ島燈台（北緯三五度三二分二三秒〇

九、東経一三四度一分一一秒七二）から一五三度〇五分

五七秒、二八三・七七メートルの地点

②の地点 ①の地点から一七九度〇二分〇〇秒、二五〇・〇〇メートルの地点

③の地点 ②の地点から二五九度〇二分〇〇秒、六〇・〇〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から二二七度〇二分〇〇秒、二二〇・〇〇メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二四九度〇二分〇〇秒、五七五・〇〇メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五九度〇二分〇〇秒、六五三・七五メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から一七九度〇二分〇〇秒、一五〇・〇〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から八一度三一分三五秒、三一五・〇〇メートルの地点

(三) 面積

三五一、五六四・三〇平方メートル

四 埋立地の用途

その一 ふ頭用地、漁業関連施設用地、道路用地及び緑地

その二 緑地

五 出願年月日

平成四年二月四日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

平成四年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成四年二月十八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

- 一 日時 平成四年二月二十日(木) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員室
- 三 議題 平成四年度明るい選挙推進運動要領について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年二月十八日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	ラブセッション	株式会社ソフイア

〃	ビヨントンJr.	〃
〃	ラブリーナ	〃
〃	フューバーアストロンII	株式会社三共
〃	フスカンデーI	〃
〃	フスカンデーII	〃
〃	元祖プロ遊楽	株式会社ニューギン
〃	ジョージS2	株式会社三星